

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|---------------------------------------|
| 3 | 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南三陸町は、「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」では、事務の一部を外部事業者に委託しているため、委託先による情報の不正利用等への対策として、委託先との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結し、万全を期している。

評価実施機関名

南三陸町 町長 佐藤 仁

公表日

令和1年7月1日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務 |
| ②事務の概要 | 当該事務は、過誤保険法に基づく次の事務を実施する。 1 被保険者の資格管理(取得・異動・喪失・被保険者証の交付等) 2 介護保険料の賦課及び減免 3 要介護認定及び保険給付 上記事務のうち、特定個人情報は次の事務で使用する。 1 被保険者資格の取得・異動・喪失の届出、被保険者証再交付に係る申請 等 2 介護保険料の算定に係る所得情報等の照会、被保険者・関係機関への通知、減免・徴収猶予の申請 等 3 要介護認定に係る新規・更新等の申請、居宅・介護予防サービス計画の届出 等 4 保険給付に係る審査支払事務、高額介護サービス費等の支給申請、負担限度額の認定申請、利用者負担額減免・免除申請、福祉用具購入費・住宅改修費・その他費用の償還払い 等 |
| ③システムの名称 | 介護保険システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険資格情報ファイル、介護保険賦課情報ファイル、介護保険給付情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 68の項 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第1項第7号 別表第二 93、94、95の項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | (全般に関すること) … 企画課長 及川 明 (資格・保険料に関すること) … 町民税務課長 阿部 明広 (保険給付に関すること) … 保健福祉課長 菅原 義明 |
| ②所属長の役職名 | (全般に関すること) … 企画課 企画情報係 (資格・保険料に関すること) … 町民税務課 税務係 (保険給付に関すること) … 保健福祉課 高齢者福祉係 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 総務課総務法令係 本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地 TEL0226-46-1370 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | (資格・保険料に関すること) … 町民税務課 税務係 (保険給付に関すること) … 保健福祉課 高齢者福祉係 本吉郡南三陸町志津川字沼田14番地3 TEL0226-46-3041 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1,000人以上1万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人以上] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成31年4月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業員に対する教育・啓発 | | |
| 従業員に対する教育・啓発 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

